第5回佐倉市大学等の誘致に関する懇話会 要録

日時	平成 26 年 12 月 12 日 (金) 10 時 00 分~12 時 03 分 場所 佐倉市役所 1 号館 3 階会議室		
出席者	懇話会委員:有村委員、淡路委員、下井委員、山崎委員、湯川委員 (五十音順)		
	事務局	福山企画政策部長、井坂企画政策課長、丸島主幹、上野副主幹、平岡主査補	
	その他	傍聴 4 人	
内容			

開会

(事務局)

(資料確認)

佐倉市大学等の誘致に関する懇話会設置要綱第6条に基づき、会長に会議の議長をお願いする。

議事

(会長)

ただいまから、第5回佐倉市大学等の誘致に関する懇話会を開催する。 本日は、前回に続き、懇話会としての意見の取りまとめを行いたい。

1. 大学誘致に伴う公的支援のあり方について

(会長)

はじめに、事務局から資料説明をお願いする。なお、説明及びそれ対する質疑並びに議論は資料の 掲載項目ごとに行いたい。

(事務局)

前回会議での討議に基づき、資料1頁以降の意見書案を作成した(フォント色:黒)。これを各委員にお送りし、ご意見やご指示をいただき、それに基づく修正を加えた部分が、本日の資料(修正部分のフォント色:赤)である。ご意見はすべて反映したつもりだが、委員が意図されたものと違うものがあればご指摘をいただきたい。

(1) 資料1頁「はじめに」

(事務局)

この部分については、本懇話会が設置された経緯や懇話会及び意見書の趣旨目的の説明が必要であるというご指摘をいただき、加えたものである。

(会長)

この部分について、内容の確認や質問があれば発言していただきたい。

(委員)

1 頁 1 行目に「懇話会は、地域の活性化を目的として〜設置されました」と記載されているが、定住人口・交流人口の増加により、地域の活性化につながるなどといった具体的な表現を加えたほうがよいのではと考える。

(委員)

この部分は設置要綱1の書き方に合わせるものではないか。何のために本懇話会が設置されたのかと

(設置)

第1条 地域の活性化を目的として、大学、短期大学その他教育機関の誘致(以下「大学等の誘致」という。)を進めるに当たり、市が行う公的支援の在り方を検討するために、佐倉市大学等の誘致に関する 懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について専門的な視点から意見を述べ、又は市長の求めに応じ、必

¹佐倉市大学等の誘致に関する懇話会設置要綱(抄)

いう要綱の説明に沿わない書き方では、懇話会が設置趣旨から外れたことを行うことになる。「要綱の何条に基づき検討し、かつ市長に意見を述べるため」といった、要綱上の規定に即した範囲に止めるべきである。併せて資料として要綱を添付するべきだろう。

(事務局)

「はじめに」の冒頭3行は要綱第1条の設置目的の表記に合わせてある。また、「市長の求めに応じ、 必要な助言を行う」ことについては、要綱第2条に規定されている。

(委員)

市長が要綱を定め、それに基づき懇話会が設置され、かつ、市長の求めに応じて意見を言う、そのためにこの会議を開催してきた旨を述べる必要がある。そうでないと任意の会が勝手な意見を述べるものと変わらない。

(委員)

要綱の趣旨に沿うべきだという意見に賛成である。

(委員)

「佐倉市大学等の誘致に関する懇話会設置要綱に基づき」と書くならばそれで結構である。

(会長)

そのように修正されたい。

(委員)

書き方は様々だが、「市長がこのような理由で要綱を定め、それに基づいて会議が設置され、その要綱に従ってこういうことを行い、」といった内容になるだろう。

(会長)

委員の意見に基づく修正をお願いしたい。

(2) 資料2頁「1. 大学誘致の背景 (1) 大学等の新設・整備の状況」

(事務局)

資料2頁9行目大学「建設」との表現を委員の意見に基づき「開設」とした。

この部分については、これまで議論はなかったが、先月末に、「文科省は、大都市圏の私立大学において入学定員を超過した場合の補助を見直す検討に入った」との報道があったことを、委員からご教示いただいた。それを基に、34行目以降の最終段落に、今後意識すべき視点についての記述を加えた。(会長)

34 行目以降の最終段落は、委員からの情報提供による付記とのことだが、表現などは案のとおりでよろしいか。

(委員)

表現については問題ないと思う。この会議で議論が行われた内容ではないが、これにより意見書の 内容が変わる類の論述ではないので、大学をめぐる現在の状況を説明するためには、あってもいい記 述ではないだろうか。

(会長)

この部分は4行追加ということで異存はないものとしてよろしいか。(賛成の声) では次に進みたい。

(3) 資料3頁「地方公共団体における誘致の状況」

(事務局)

資料3頁11行目から16行目、また、28行目について、今回資料のとおりの修正意見をいただいた。 また、3頁最終2行を削除している。この部分は、地方の看護系大学誘致は、近年では非常に多数 を占めるものの、佐倉市が現在すぐに参考とすべき事例とはいえないことから、他市町が行った先進

要な助言を行うものとする。

- (1) 大学等の誘致において市が行う補助金等の在り方(規模、対象、制度等)に関する事項
- (2) その他大学等の誘致において市が行う支援方策に関する事項

事例に関する調査結果の取りまとめにおいては、補助額の中央値の算出等の対象から除いた旨の説明を記載したものであった。しかし、当懇話会は、特定の事例に留まらず大学誘致全般についてのご意見を述べていただく為に設置されたという点から、看護系大学を検討対象から除外しているとの誤解を招きかねないことから、この表記を削除し、7 行目から 8 行目にかけて「(※看護系を除く)」という付記を加えた。

(会長)

この部分について、内容の確認や質問があれば発言をお願いしたい。

(季量)

3 頁 16 行目に「実質的な財政支援額の中央値は、約 7 億円」とあるが、これは支出された補助金の額と用地として提供された土地の価格の推計値を合算したものか。

(事終局)

そのとおりである。なお、事務局としては、当初は、前段に「直接的な補助金と提供した土地の資産価値を合計した」という記載をする案を提案したが、その後、委員からのご意見に基づき削除している。

(委員)

補助金2億円、土地相当額10億円という流れで単純に読み進め、合計12億円かと思うと7億円となっている。

(事務局)

補助金の額の中央値の算出は補助金の支出のあった団体のみ、提供された用地の資産価値も用地提供を行った事案のみを対象に中央値を算出しているが、金銭補助と用地提供を合わせた支援額の算出に当たっては、用地提供のみの場合は、補助金の交付額を0円としてカウントしている。反対に補助金の交付のみの場合は、提供用地の価値を0円とカウントしている。つまり中央値を算出するための標本の捉え方が違っている為にこのような結果となった。

(委員)

この部分だけ読んでもそこまで読み取ることはできない。補助金支出と、補助金を除いた地価相当額の試算とは、合算しないほうがいいのではないか。

(会長)

実質的な財政支援額の中央値が約7億円という記述については、削除したほうがいいということか。 (委員)

私は入れたいと考えている。補助金支出額のみでも、地価相当分のみでも、すべての状況を反映したものとはいえない。いろいろな形の補助を行った自治体がある中で、トータルすると実質的支援はこの程度という目安となる数字はあったほうがいいのではないか。

(会長)

両方合わせた中央値の説明がこのままでは伝わらない。

(事務局)

「それらを含めて」という表現を見直し、もう少し丁寧に説明を加えるようにするべきか。

(委員)

そもそも、補助金支出額の中央値 2 億円は実額に基づく正確な数字だが、地価相当額の推計 10 億円はかなりアバウトな数字であり、この 2 つを足し合わせることに違和感を覚える。

(委員)

同感である。

(委員)

使用した路線価は近隣地のものという説明だったが、算出された値がどの程度正確かということは検証できない。

(事務局)

補助金の額は調査で回答いただいた額だが、ご指摘のとおり、土地の価格についてはあくまでも推 定値である。

(委員)

数値だけが独り歩きしかねない。取扱いは慎重にしたほうがよい。

(会長)

委員のご指摘のとおり、補助金支出額と地価相当分それぞれを述べるという方法もある。

(委員)

支援方式によって母数が違うということでいえば、支出していないところをカウントしない場合とゼロ円とする場合は、その中央値はだいぶ変わってくる。

(委員)

「補助金支出を行った全〇団体の中央値は 2 億円、土地による支援を行った全〇団体の地価相当額の推計値の中央値は 10 億円」などとすれば、分母の違いが明確に分かるのではないか。

(委員)

実質的な財政支援額の中央値の算出に当たっては、土地のみ、補助金のみのところも算入したのか。 それとも両方の補助を行ったもののみか。

(事務局)

土地のみ、補助金のみ補助のものも標本に入れている。

(委員)

土地の推計価格については、この会議で議論するために当該用地の一番近くの土地の路線価を援用して試算したものであり、個々の鑑定価格との乖離の実態は不明である。

(委員)

一般的に公示地価や基準地価と比べて路線価は、課税対象になる額として低目に設定されているので、実態はもっと高額であろう。

(委員)

そうとは限らない。

(委員)

高く評価される場合もある。

(委員)

近隣に路線価や標準地価額を引き上げる要素があったり、道路との接し方などにより価格が高い場合もある。その場合は逆に本来の市価を上回る試算値である可能性がある。土地は地形や広さにより、近隣でも評価額は全く異なるものである。

(委員)

だからと言って、土地による支援の金銭的価値を全く無視していいものだろうか。何らかの方法で数値化し、大まかにでも反映すべきではないだろうか。

(会長)

資料 3 頁 14 行目に「大まかな試算を行った」とある。これは、具体的な補助金額とは性質が違うものであり、並べて論じることに違和感を覚えるというのは私も委員の意見に同感である。この部分は補助金額と土地価格の推計値の 2 つを分けて書き、それぞれを論じればいいのではないか。

(委員)

補助金と地価の推計値の合算は出さず、それぞれの分母を明記し、補助金支出団体の中央値は 2 億円、土地による支援を行った団体の地価相当額の中央値は 10 億円と表記するということなら、いいだろう。

(委員)

根拠となる数字が明記されていれば、情報はより正確になる。その意味からも、支出した自治体数を明記するほうがよい。

(会長)

事務局はその趣旨で修正することは可能か。

(事務局)

具体的には7行目「誘致に伴い交付された補助金」と11行目「無償提供や無償貸与されている土地

等」の後にそれぞれ「○件」と数字を入れるということでよろしいか。

(会長)

そのような形で修正願いたい。その他本項について意見はあるか。

(委員)

3 頁 37 行からのなお書きは必要か。ここまでは誘致の議論であるが、昇格は誘致には含まれないのではないか。

(委員)

昇格した場合に支援がなされた事例はあったのか。

(委員)

当初の議論資料に誘致に当たっての支援事例として出されたものだったが、その多くはもともとあったものの昇格であり、誘致事例ではないため参考にならないのではないかという議論があった。そのため、除いて議論してきたものであり、意見書にもこの部分は必要とは思われない。

(会長)

それでは、最終2行は削除されたい。

(3) 資料4頁「(3) 市民の意見」及び「(4) 市議会における議論」

(事務局)

4 頁については、「市議会における議論や市民の意見」としていたものだが、市民意識調査は一般的な議論として市民の皆様にお伺いしたものであり、市議会での議論は個別具体の事例を取り上げたものであるが、委員から、事務局が用意した案では、個別具体の事例に対する市民の意見であると誤解される恐れがあるとのご指摘をいただいたため、段落を分け、順序の入れ替えを行った。

4頁9行目と13~17行目の文言修正についても委員からのご指摘に基づくものである。

(会長)

この部分について、内容の確認や質問はあるか。

(委員)

意見書全体の構成を見ると、(1) はこれまでの状況、(2) は最近における他の自治体の取組みと、全国的な状況について述べている。しかし、(3) で急に佐倉のことになる。前半の(1)(2)と(3) 以降とでは話の局面が異なる。それを、より分かりやすくするために、章を分け、「1. 大学誘致の背景(1)(2)」と「2. 佐倉市における大学誘致をめぐる状況(1)(2)」の様に、別立てにしたほうがよいのではないか。

また、時系列としては市議会の議論があり、それを踏まえて市民の意見を伺ったという順序であったため、現在の(3)(4)を入れ替えるべきだろう。

(委員)

4 頁 12 行目高齢者の回答率「高齢者の回答率が」の後にも「が」が続くので、「回答率に」と修正してはどうか。

(会長)

本項については、以上を踏まえ修正されたい。

(4) 資料5頁「2. 誘致の方針について (1) 大学誘致の効果」

(事務局)

5 頁 9 行目以降、大学誘致の効果として、特に若い世代では雇用に対する期待が高いものの、先進事例では効果が得られたところは、全体の 4 分の 1 に留まり、実際には、大きな効果を期待することは難しいのではないかと思われるが、それ以外の分野については一定の効果の得られるものがあるということを明確に記載すべきという、委員からのご意見に基づき、文章の順序を入れ替えた。

5 頁 **24** 行目については、「何のために大学を誘致するのか」という説明を補完するための記述を加えた。

5 頁 27,28 行目及び、40 行目から次の 6 頁 10 行目にかけては委員からの提案に基づく修正である。

5 頁 10 行目以降の最終の文章「いずれにせよ、経済効果として佐倉市内の事業者の売り上げや雇用がそのままの数値で増加するという意味は持たないということに注意が必要です。」この部分については、更に説明を加えるべきとのご意見をいただいたものである。経済効果については、以前も議論をいただいているが、意見書を読まれる方に誤解を与えることのないよう、今一度表記のご確認をお願いしたい。

(会長)

この部分について、内容の確認や質問はあるか。

(委員)

5頁8行目から、「18歳から29歳の世代において~」と始まり、11行目で「一方、市民の期待が高かった~」とあるが、前後で対比されるものが何であるのか判然としない。前者は市民の中でも限定された世代、後者は市民全般という趣旨であるのなら、それをはっきり表記しないと文意が通じない。次に、24行目、「まずは、~」とあるが、本項前段、23行目までは具体的な話が続き、24行目からは今後、市がどう取り組むべきかという話になっている。「まずは」の前に、「以上を踏まえると、」など論点の転換を示す語句を入れないと文章がつながらない。

もう一点、25 行目「課題解決のために大学がどのように貢献できるか」は、文意から「大学『誘致』」という「手段」が、「課題に対し、機能するか」とすべきである。

(委員)

24 行目、「市は誘致活動に先立ち、自らの現状と課題を把握したうえで」の意味するところが不明である。

(委員)

その部分は、「佐倉市における現状を踏まえるとこのような課題がある、その課題を解決するためには何をすべきか考えた際、大学誘致という手段がある」といったことを意味していると思われる。そして、実際に課題を解決するために大学誘致を行うことが有益かどうかの判断が必要ということだろう。抽象的ではあるが、大学誘致のもたらす効果は様々であるとすれば、現在の課題や、何を目的とし、期待するかによって効果は変わってくるということをここでは例を挙げて述べている。以上を踏まえると、何のために大学誘致を行うのかを考えなければならないという話になる。

(会長)

11 行目「一方、市民の期待が」を「一方、市民全体の期待が」としてはどうか。

(委員)

文意が変わらなければそのように修正しても良いと思う。

(会長)

24 行目はどうか。

(委員)

文章が通るよう、「まずは」の前に、「以上を踏まえると、」を入れられたい。また、次の行の「貢献」 にも違和感が拭えない。

(委員)

「地域にどのような効果をもたらすか」ではどうか。

(会長)

では24行目に「以上を踏まえると、」を加え、25行目「大学が」を「大学誘致が」とし、続く「どのように貢献できるか」を「地域にどのような効果をもたらすか」

(委員)

その表現であれば、次の 27 行目「その中で、」が「その効果の中で」といった意味であることが分かるようになる。

(委員)

この意見書において、佐倉市の現状と課題というものを具体的に述べたうえで、その中で経済効果 を検討したということを論じなければならないのではないか。

(委員)

市の現状と課題については懇話会が論ずるものではなく、佐倉市が検討すべきでものではないか。 まず、どのような課題があるのかを自分たちで考え、その上で進めるべきだということをここでは述 べているものである。

(委員)

22 行目付近に、昼間人口の増加や地域コミュニティの活性化といったことも述べられている。それ 以外のことも合わせて整理し、そのあとに経済効果を調査したと続ければ、記載できるのではないか。 「自らの現状と課題」といっても、具体例を列挙しなければ、意見書を読んだ人には分からないので はないか。

(委員)

その点については、今後市において検討するようにと述べている。

(会長)

検討の前提として、今回、企画政策課で市民意識調査や経済効果の調査を行っているので、それに 基づきという表現としてはどうか。具体的な効果を書くのではなく、今回の調査に基づき、現状と課 題を市が把握してほしいといった記述にとどめてよいのではないか。

(事務局)

24 行目、行政の文章では「自ら」という用語はあまり使用されない。違和感の原因がここにもあるのであれば、趣旨が変わらない範囲で、地域の現状と課題と表記する方法もある。

(委員)

この表現では、大学誘致に対して、佐倉市が確たる信念を持っていないように受け取られかねない と心配している。市は様々な状況を踏まえながら、大学誘致を一つの大きな課題としており、市議会 もその旨の意見書を出されている。そのような状況の中で懇話会を設置して検討を重ねているので、 市の信念を疑うような表現をするのはいかがなものか。

(会長)

委員が違和感を覚えている表記はどの部分か。23,24 行目で「~事後に誘致の効果を把握するために、誘致前の状態を十分に把握しておくことが必要です。」とあり、ここでは具体的な課題についてもふれている。それらを受けて、誘致活動に先立ち、市のなすべきことが続いている。この流れからは委員が懸念するような市の不作為などの印象は受けるものではないと思われるがいかがか。

(委員)

市議会意見書の中に、具体的に「生産年齢人口、交流人口、定住人口の増加施策として、大学を誘致し、産官学の連携による、教育機能の促進と地域社会の高等教育機会の確保により、教育環境の整備をはかり、大学との連携による知見の共有、市民の生涯学習による地域活動の活性化、社会資本としての活用が考えられる」と記載されている。市は何も考えていないのだから、きちんと考えてから始めるようにという意見ではなく、いくつか列挙したうえで何が重要かを精査し進めるべきだと述べるのであればよいと思う。

(委員)

24 行目の「市」には市議会も含まれている。そして、市議会は検討している。にもかかわらず、読者に検討がなされていない印象を与えるのではないか、と懸念されているということか。

(委員)

そこまでではない。

(委員)

そもそも、「市」には市議会は含まれるものか。行政側をさすものか。

(会長)

事務局としてはどちらを意識した表現か。

(事務局)

定義的には市とは議会を含むが、一般的には執行機関をさすことが多い。今回、懇話会には、公的 資金を含め、誘致のあり方はどのような姿勢で取り組むべきかというご助言をお願いしている。その 中で、佐倉市にはこのような部分が不足しているので、きちんと行うようにという表記となっていれ ば、委員のご懸念のとおりかと思われる。しかし私がこれを読む限りでは、そのように書かれているとは感じられない。市はそもそも大学誘致に対して、どのような点に留意して取り組むべきであるということについて懇話会にご議論いただいているのであるから、本来こうあるべきであるとのご意見をいただくことは、特に問題はないと考える。

(委員)

本懇話会での検討は、あらゆるケースを想定して、どのように取り組むべきであるかという議論を しているのであるから、一般的、抽象的な表現となって良いと思われる。もし市議会の意見書にある 案件とは別の機会があった場合も、同様に、その時点における現状と課題を把握して進めるべきであ る。

(委員)

同懇話会は、議会とは別の視点から意見を述べるものである。

(会長)

では、この部分については先の修正案のままとしてよいか。

(委員)

35 行目「きちんと算定されている」については、「適切に算定されている」の方がよいだろう。

36 行目「相当の」経済的効果とあるが、「相当」には、「非常に多い」と「相応しい」との 2 通りの 意味がある。今回は「多い」という意味で使用されているようだが、懇話会としてそのように評価して良いのか。「多額の」という意味の「相当」よりは、「それなりの」という意味での「相応の」の表現がよいと思うがいかがか。読む人の立場により、文意が分かれるような言葉は用いるべきではない。

(委員)

あるいは「一定の」とするか。

(委員)

私も「一定の」に賛成する。

(委員)

その前に出てきている数字から見ると、「一定の」では少なく評価し過ぎではないか。**64** 億円という数字は、かなり大きな金額である。

(委員)

この試算結果は千葉県域であれば相応と評価できるものであるが、文書の中にどこにおける経済効果と書いていない。エリアは佐倉市内か。

(事務局)

佐倉市内だが、独自の産業連関表を持っていないため、千葉県と同じ産業構造と仮定して経済効果を求めた。千葉県と同じ業種が佐倉市内にあると前提しての算出である。

(委員)

しかし、千葉県と同じ業種と経済活動がすべて佐倉市内にあるわけではない以上、佐倉市に大きな効果があるとする表現は危険である。

(委員)

算出額については、40行目に「若干割り引いて」と記載がある。

(事務局)

効果の大小については、例えば公共施設の整備や民間の商業施設の開設など、他の施設の経済波及 効果と比較しないと判断はできない。事務局ではその点の評価はできないと考え、相応という意味で の「相当の」という表現にとどめたという経緯がある。

(委員)

小さいといえば小さい、大きいといえば大きいということか。

(会長)

それではここは「相応」とするか「一定」とするか。私は「一定」のほうがすっきりすると思う。 (禾島)

「一定」のほうがニュートラルに感じられる。

(委員)

あるいは、36 行目「これにより〜」以下を削除してはどうか。前段に数字だけ掲げ、ただし、割り引いて考える必要があると続け、評価をしないという構成の仕方もある。ただ、5 頁 40 行目「若干」としていいのだろうか。

(委員)

「若干」を削除し、大きく割り引くと委託調査自体の意義が薄れてしまうのではないか。

(会長)

数値そのものの信憑性を疑うのではなく、先ほど委員からの指摘のとおり、佐倉市内における効果について論じている。

(委員)

調査による効果額の総計は評価できても、その額が市内に落とされるかどうかは分からない。もっと広域にわたることが考えられる。

(会長)

では、36 行目「これにより~」以下を削除するということでよろしいか。そして「若干」はどうするか。

(委員)

正確には、佐倉市の産業構造を千葉県のものと比較しないと、割り引く額は若干なのか大幅なのか判断はできないが、いずれにせよ、割り引いて考える必要があるという説明は必要である。

(会長)

「若干」を削除し、修正されたい。

(委員)

また、実際は、大学の建設工事から通常業務に至るまで、市域内の事業者や雇用でまかなわれるか、他所の事業者等によるものかは、その大学の決定次第であり、学部にもより異なる部分である。

(委員)

6頁、5行目「数値はあくまでも理論上のもの」としたほうがいいだろう。

(委昌)

6 頁 10 行目「いずれにせよ」からの文章に主語がないため、「経済効果として算出された数値は」 と入れていただきたい。

(5)資料6頁「(2)誘致の方策」

(事務局)

- 6頁、16行目から31行目までは、文言整理ということで修正のご意見をいただいた。
- 6頁最後の文章については2人の委員から意見をいただいた。

「仮に大学を誘致するにあたり進出大学に対して建設事業への補助金等を交付する場合でも、その 規模は、佐倉市がこれまでに行った病院誘致の際の補助金の規模を」に続く部分として、

- [案1] の、「上回らない規模とすべきと考えることが順当ではないでしょうか。」とするか、
- 〔案 2〕の、「それ相応に下回ることが妥当であるといえるでしょう。」という表記とされるか、ご検討いただきたい。

また、7 頁 16 行目の、公共インフラの整備に関する説明として、「広く市民にメリットをもたらす 支援策として受け入れられやすい手法ですが、」との記述を委員のご提案に基づき加えている。

(会長)

この部分について、内容の確認や質問はあるか。

(委員)

6 頁から 7 頁にかけて、案 1 と案 2 が併記されているが、私は「それ相応に下回るべき」という案 2 を提案した。病院の誘致は市民にとってメリットが高い。また、そこで働く職員数も 700 人から 1,000 人と多い。それと比較すると、今回のケースでいえば学生数は約 1,000 人弱の大学の誘致であり、その場合はそれ相応に下回るべきだという考え方である。なお、仮に大学の規模が大きければ、そこま

では言えないと思うので、来る大学の規模により、表現は変わることとなるだろう。

(会長)

それでは、人数が多い大学が進出する際は、案1でもいいのか。

(委員)

病院以上に大学が多くの人に直接的な影響や便益を与えられるかというと、やはり病院のほうが、 市民のほか近隣市町村を含めた多くの人々に、直接的な安全・安心を与えるといった効果が高いとい えるだろう。今後、担税力のある人口が減少していくことを考え合わせると、市の財政規模が増加し ていくことも考え難いため、「上回らない規模とすべき」としたが、言わんとするところはほぼ同じで ある。

(委員)

例えば、過去に病院には 20 億円という補助を行っており、「上回らない規模とすべき」とすると、それより少しでも下なら上回っているとはいえない。私は、それでは多すぎると思うので、「それ相応に」という表現を入れた。

(委員)

上回らないとしたのは病院を基準とするという趣旨であり、下げるべきという意味ではない。 (事務局)

誤解のないように申し上げるが、この「誘致の方策」についても大学一般を対象として意見をいただいており、特定の事例について述べていただくものではない。個別具体の事案についてご意見をいただく際には、また別の書き方が必要となろうが、本意見書は、普遍的なものとしてのご意見をお願いしている。

(委員)

経済波及効果は具体的な対象による算定を行ったので、額については言及しにくいのかと思った。 もし、一般的というのなら、誘致する大学の規模によって額は異なってくることを記載すべきであろう。

(委員)

私は、支援規模の判断基準を大学の規模や効果に求めるではなく、市が今後の財政状況を見通した中で、どこまでの支援が可能であるかを検討することが重要であると考える。企業でも大学でも、どのようなところに誘致助成金を支出するにしても、まずは市の懐事情によると思われる。

(委員)

そのような視点で考え、将来的に税収が飛躍的に伸びるということは見込めない中でということなら「それ相応に下回る」という表現でもいいのではないか。

(委員)

例えば医学部なら病院機能も持つなど、どのような学部を誘致するかにもよる部分があり、一律に はいえないだろう。

その中で、案 1 の「規模」は客観的な額ではなく、構造的な規模や、額だけでは判定できないものを表現するものであり、この場合は非常に相応しい用語である。誘致大学が大きいか小さいかによって、補助の額が変わってくるということは当然あると思うが、それは支援規模の大小とはまた別の物指しで判断することになると思う。「上回らない規模」か「相応に下回る規模」なのかは議論の余地があるが、「規模」という言葉と考え方を持てばよいだろう。

この部分の論点は、「上回らない」とは同規模でもいいのか、どのような学部が来ても必ず相応に規模が下回らなければいけないのかということかと思われる。そのうえで、大学機能と病院機能の違いに鑑み「それ相応に下回る規模であることが妥当」としてはどうか。

(委員)

規模が大きくても小さくても同じ考え方を適用するのは個人的には腑に落ちない部分もあるが、流れの上ではいいのではないかと思う。

(事務局)

ご提案のように「規模」という表記を加えると、6頁最終行から「規模」が3つ続くことになるが、

文章上どのように整理したらよろしいか。

(委員)

6 頁 38 行目「その規模は」を削除し、「佐倉市がこれまでに行った」を「佐倉市がこれまでに行ってきた」とし、「病院誘致の際の補助金の規模をそれ相応に下回るものであることが妥当」としてはどうか。

7 頁 20 行目、「このように、支援策には様々な方策や可能性がある」とあるが、支援の方策と可能性は並列となるものか疑問が残るため、「支援策には様々な方策がありうる」としてはどうか。

(会長)

委員に異論がないようであるので、そのとおり修正をお願いしたい。

(6) 資料7頁「(3) 誘致に当たっての留意点」

(事務局)

7頁34行目、当初「私立大学は学年が上がるにつれ退学する学生がある程度出る」ため定員充足率が下がることについて、根拠となるデータを示めすこととして所要の表記を加えた。

8頁6行目は委員からのご意見に基づき、「市民が当初にイメージした姿とは違う状況」を「誘致当初に市民がイメージしていた姿とは違う状況」とした。なお、6行目2つ目の「当初に」は削除もれであるので、削除するよう修正をお願いする。

8 頁 11 行目も、委員のご意見により、「いったん誘致に成功した大学が」を「いったん誘致した大学が」とした。

8頁27行目「なぜ、その大学(学部・学科)を誘致する必要があるのかを」については削除の、

8頁28行目、29行目については修正の提案をいただいたものである。

(会長)

この部分について、内容の確認や質問はあるか。

(委員から、なしの声あり)

(7) 資料9頁「3. まとめ」

(事務局)

9頁11行目、15行目は、言い回しについて修正の提案をいただいた。

また、結論部分については、案1は、事務局で作成した表記であるが、これに対して、案2とするご提案をいただいた。段落全体にわたる修正提案であったため、併記して、お諮りすることとした。 (会長)

この部分について、内容の確認や質問はあるか。

(委員)

まず質問だが、案 2 の最後から 7 行目に「大学誘致は、こうした市が目指すべき方向性に合致するものであり」とあるが、これは合致するものとしてわれわれ懇話会が評価をするものか。それとも「合致させて進めることが重要です」にかかるのか。

(委員)

市はもともと大学誘致を進めたいと聞いていたので、大学誘致は市のめざす方向と合致していると の判断を行った。

(委員)

では合致していると懇話会が評価するということか。

(委員)

少なくとも私はそのように判断し、懇話会は市の進む方向に沿ったものだと考えた。

(会長)

第4次佐倉市総合計画に「大学誘致」という施策は掲げられているのか。

(事務局)

現時点において、総合計画中の位置付けはない。

(会長)

案 2 の中の「①働く場所、②学ぶ場所、③憩う場所、④遊ぶ場所、⑤集う場所」についてはどのような位置付けか。

(事務局)

この部分は、昨年行政改革大綱の策定に当たって開催された、行政改革懇話会からの提言の内容である。前段は、佐倉市として策定した総合計画の中にこのような考え方が示されているものである。 (委員)

案 2 からは、市の政策方向に合致しているので進めていきますといった、大学誘致を政策決定した場合の市からの説明文のような印象を受ける。同様の趣旨で、案 1 には 3 行目に「政策目的達成のための手段であるという観点」という表現がある。総合計画はまちづくりについて市の方針を示すものであり、それに合致していることが大切なのでそのように進められたいと意見を述べるのが懇話会の役割であろう。案 1 を基準としながら、総合計画の方針に沿った形で進めるべきと入れる程度でよいのではないか。

(会長)

案 2 には総合計画と提言があるが、総合計画の部分のみ案 1 に加えるということでよろしいか。 (委員)

総合計画に沿うべきであるとは述べてもかまわないと思うが、計画年度はいつまでか。総合計画を 考慮する場合、どのような大学でも総合計画の方向に沿うかというとそこまで連動していないと思わ れるため、総合計画の方向性に合致したものであるとすることが重要である。

(事務局)

計画年度は平成32年までである。

(委員)

ではある程度のスパンがあれば問題はないか。

(会長)

案1と案2をつなげることも可能ではないか。

(委員)

可能であろう。案 1 は比較的抽象的な議論であるため、これを前段として、後段で第 4 次総合計画のめざす方向性に合致するものであることが重要であるとつなげていけばそう不自然ではない。ただ、行政改革懇話会の提言部分の取扱いについては議論が分かれるだろう。これは提言の拘束力次第か。私はこの提言について了知していなかったが、これが現在の佐倉市の施策や姿勢にどれほどの重要性を持つかによって変わってくるだろう。

(会長)

では、案 2 の行政改革懇話会の提言部分は一度措き、最初の 3 行と、最後の 7 行「大学誘致は、」以降を使うこととすることについてはどうか。

(委員)

最初の3行の後に「同計画のめざす方向性に合致する大学誘致であることが重要であり」とするか。 その後も「重要」が続くが最終的に整理したい。

(委員)

案 1に「その大学を誘致する理由、つまりは誘致の目的が明確にされる必要があります」とあるが、市としては第 4 次総合計画の方針を前提として進めてきていると認識している。この表現では市の目的があいまいになっていると受け取られかねないため、案 1 に代わるものとして案 2 を提案したので、全部をつなげるのはいかがなものか。また、行政改革懇話会の提言については、私も委員の一員として、事務局である企画政策課とともに作り上げていったものである。表現の仕方は別として、少なくとも全く無視されるべきものではなく、ある程度これを踏まえて進められたい。

(今長)

提言部分の位置づけについてはどう考えるか。

(委員)

市として提言を重視しているのであれば入れてもかまわないだろう。

(事務局)

それぞれの提言は、その目的のため、重要なものとして扱っているが、行政改革懇話会の提言については、行政上は、行政改革大綱を作成するに当たっての助言という位置付けである。

(会長)

その趣旨からは、残すことには肯定的な立場を取るべきか。

(事務局)

今回、大学誘致等に関する懇話会が、この点に着目されるということなら否定はできないと考えているが、総合計画策定時には総合計画審議会からの意見に基づく策定作業を行い、その他のものについても成果物の作成のために審議会等からのご意見をいただくことが一般的である。もしここで行政改革懇話会の提言を取り上げるとすれば、本懇話会が特段ここに注目したということとなる。

(委員)

第 4 次総合計画には具体的に大学誘致という考え方が出てこないので、大学誘致への考えを市として持っているということを示すために入れた表現である。議会答弁でも別のものでも、何かしらで示さなければ、市議会から意見書が出されたから市が対応したという印象となるおそれがある。行政改革懇話会の提言を使わないのならば、市として大学誘致の方針があるとの記述を加える必要があると思われる。

(委員)

行政改革懇話会の提言については、本日初めてその存在を伺った。背景も分からない、各委員が読んでもいない提言をまとめ部分に入れることには手続的に疑問を感じるので、本日結論を出すことはできない。それは総合計画についても同様のことが言える。入れるのであれば改めて会議を重ね、計画等の説明と議論が必要だと考える。

(会長)

本日で一定の結論を出さず、再度懇話会を開催することとするか。

(委員)

案 1 はこれまでの議論のまとめであるが、案 2 の総合計画と提言を本意見書に入れるとするなら改めて議論を行わなくてはならないだろう。

(委員)

繰り返しとなるが、佐倉市が大学誘致に対する方針を何も持たないままではなく、想定をしながら 進めているというのが実態であると思う。それを表現できるキーポイントとして「選ばれるまちづく り」を軸に大学誘致を進めているということを表現しておきたい。

(委員)

案 1 では大学誘致全般について、否定も肯定もしていない。ある程度大学誘致を進めているという前提のもと、4 行目で「案件ごとに」理由等を明確にするよう述べている。理由や目的について明確化するようにというのは、大学誘致全般についてではなく、案件ごとに、なぜこの大学を誘致すべきかどうかを明確にするようにという趣旨であるので、先ほどの委員の懸念は必ずしも当たらないのではないか。

本懇話会で一貫して述べてきたことだが、市が明確にすべきことは、大学誘致そのものをなぜ行うのかではなく、「なぜ、その大学を誘致するか」である。今までの会議で、他の地方公共団体での誘致事例の調査なども行ったが、結局は一概に言えず、案件ごとに異なるという結論を得ている。それを踏まえて、この最後のまとめの部分では、佐倉市が大学誘致を行う際には一つひとつの施策ごとにその大学を誘致する理由や目的を明確にするようにというのが案1の意図するところである。

(委員)

私は案1を一読した限りでは、否定的な印象を持った。

(委員)

そのようなことはないと思うが。

(会長)

他の委員はどうか。

(委員)

案 2 はかなり踏み込み、市を後押ししているという印象を受けた。大学誘致の是非についての判断は本懇話会に求められていない。大学誘致はまちづくりの方針に沿った形で進めるべきであるということは懇話会が言うべきことではあるが、どの観点でまちづくりに沿っているかは市が判断すべきことであろう。

(委員)

その判断の材料となる考え方を懇話会としていろいろな角度から提供するべきではないか。

(委員)

案1の3行目で「大学の誘致は政策目的達成のための手段であるという観点から」とうたっている。 それに沿い、市が政策目的として第4次総合計画を念頭に進めていくのであれば、案2の意図は案1 に含まれていると読み取れるだろう。市の政策としての大学誘致の必要性などについては議論していない。今までの流れからすると、案2まで踏み込むのはいかがかと考える。

(委員)

案 1 の文章だけでは、大学誘致に対して市が明確な目的を持っていない印象と受け取られるため、 これまでの市の方針などが分かるような記述が必要ではないか。

(会長)

委員が心配しているような、市が政策を持っていないと受け取られるようなことはないと思うが。 (委員)

では、提案だが、案1の3行目「大学の誘致は」の前に案2の最初の3行を入れ、案1の最後に案2の最後の4行を加えてはどうか。

(委員)

案2の最後の4行を足すのは賛成だが、総合計画に関する記述については、内容に問題はないのかもしれないが、この会議で全く検討を行っていないものを加えることに抵抗がある。

(委員)

最後の 4 行を加えることについては賛成する。もし総合計画について加えるのならば、懇話会で内容の確認を行ってからであろう。

(委員)

大学誘致の一番の目的は、交流人口の増加ではないかと私は考える。市の方針としては総合計画を 根拠とするしかないのではないか。

(委員)

ここまで一切議論をしてこなかった総合計画について、まとめに出すのはどうか。

(委員)

交流人口についての議論はあったかと思う。

(委員)

総合計画については、懇話会の中で一度も議論されたことはなかった。具体的な中身を見ておらず、 ここまで言及されていないことを意見書に盛り込むことには違和感を覚える。

(委員)

本懇話会では大学誘致の具体的効果についてははっきり述べていない。

(委員)

交流人口については他団体や市民への調査でのアンケート項目として出された要素である。定住人口・昼間人口への期待が高いという結果も得てはいるが、総合計画との関係についてはきちんと議論を行ってはいない。

(事務局)

第1回目の会議の中で、市の政策として大学誘致を行うに当たってどのように取り組むかという議論をお願いしたわけだが、その際に、そもそも市がどのような施策の中で取り組んでいるかということについて、総合計画に関するご説明が不足していたということであろう。その点を反省し、お詫び

申し上げる。やはり、これから、総合計画にそってという趣旨を加筆するにあたり、委員の皆さんがその内容を把握する必要があるというご意見はもっともなことと考える。時間をいただければ、ご説明をさせていただく。懇話会の位置付けについては、先ほどもご説明したとおり、要綱にも規定されているが、大学誘致に当たり、市がどういう姿勢で取り組むべきかをご提言いただくことをお願いしている。意見書の中で、このようにするべきだと書いていただいたとしても、それが、市が行っていない点についてのご指摘、あるいはご批判であるとは捉えていない。既に市が進めていることも含め、かくあるべしというご提言をいただくものと考えている。また、現在の意見書(案)もそのような内容になっていると理解している。

(会長)

各委員のご意見と事務局説明を考慮すると、案1に案2の最終4行を加え、総合計画に関する議論は加えないということでいかがか。

(委員)

会長の取りまとめということならば、了解する。

(会長)

このほかに意見はないか。

(委員)

9頁13行目から「高等教育機関の誘致という点を考えるならば、~」の中で、高等教育機関の誘致と防災はストレートにはつながらない。ここは、「大規模施設の場合」などの説明が必要である。

案1下から2行目「判断も容易」は言い過ぎなので、「判断も可能」程度でどうか。

(会長)

これまでの議論の中で懇話会からの意見書として必要な視点やご意見は、出揃ったと思われるので、 意見書内容についての議論を終了してよろしいか。事務局は修正案を作成したうえ、各委員に確認い ただくようお願いする。

本日の議事はこれで終了する。

(部長)

委員の皆様には、お忙しいところ、長期間にわたり、詳細かつ流れを捉えたご議論をいただき、感謝を申し上げたい。今後、調整のうえ、市長あてに提出をいただきたい。改めて御礼申し上げる。

2. その他事務連絡等

※今後の予定調整

(12時3分終了)